

障害者権利委員会：日本政府報告に関する質問事項の一部（外務省仮訳 全34項目）

A. 目的及び一般的義務（第1条～第4条）

1. 以下のためとされた措置についての情報を提供願いたい。

(a) 「心神喪失」といった用語のような侮蔑的な用語を除く措置を含め、締約国の法律をさらに本条約に調和させること。

(b) 立法、政策及び実務において障害の人権モデルを採用すること。これには、障害の評価基準及び認定に関連するものを含む。

(c) 国、県及び市町村レベルにおいて障害者の権利を実現するために特に焦点をあてた計画又は戦略を進め、履行し、監視し、評価すること。これには、異なる行政レベルの間での緊密な協力を確保するための、障害者基本計画、県の障害者計画及び市町村障害者計画を含む。

(d) 全ての障害者に特化した及び他の関連した立法や政策の起草、履行及び見直しの段階を含むあらゆる段階において、知的又は精神障害のある者、障害のある者（women）と児童、及び民族的及び少數派に属する障害者を含む、障害者の、彼らを代表する団体を通じた完全かつ効果的な障害者の参加を確保すること。

(e) 障害者と共に行動する専門家（これにはソーシャルワーカー、司法及び警察関係者、及び刑務官を含む）に対し、障害者の権利に関する条約についての制度的研修を提供すること。

2. 本条約の選択議定書を批准する計画があれば、情報を提供願いたい。

外務省ホームページ：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf>

（新しい時代の特別支援教育の在り方に

（目的及び一般的義務（第1条～第4条））

（（a）「心神喪失」といった用語のような侮蔑的な用語を除く措置を含め、締約国の法律をさらに本条約に調和させること。）

（（b）立法、政策及び実務において障害の人権モデルを採用すること。これには、障害の評価基準及び認定に関連するものを含む。）

（（c）国、県及び市町村レベルにおいて障害者の権利を実現するために特に焦点をあてた計画又は戦略を進め、履行し、監視し、評価すること。これには、異なる行政レベルの間での緊密な協力を確保するための、障害者基本計画、県の障害者計画及び市町村障害者計画を含む。）

（（d）全ての障害者に特化した及び他の関連した立法や政策の起草、履行及び見直しの段階を含むあらゆる段階において、知的又は精神障害のある者、障害のある者（women）と児童、及び民族的及び少數派に属する障害者を含む、障害者の、彼らを代表する団体を通じた完全かつ効果的な障害者の参加を確保すること。）

（（e）障害者と共に行動する専門家（これにはソーシャルワーカー、司法及び警察関係者、及び刑務官を含む）に対し、障害者の権利に関する条約についての制度的研修を提供すること。）

（（2）本条約の選択議定書を批准する計画があれば、情報を提供願いたい。）

（（3）外務省ホームページ：  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf>）

リレー連載

# 障害者権利条約の最前線

## 最終回 パラレポⅡの意義と今後の焦点 総括所見（勧告）を生かす運動を



全障研副委員長・日本障害者協議会副代表 蘭部英夫

●新型コロナ禍で審査日程は未定  
連載を終えるにあたって、障害者権利条約をめぐる国連と日本の関係を再度ふり返ります。  
2014年1月に批准した日本は、16年6月に国連障害者権利委員会に条約の実施状況について締約国報告を提出、現在、その内容の審査を待っている状態です。審査にあたって、権利委員会は市民社会からの報告を受けとめます。日本からは、日本障害フォーラム（JDF）や人権団体としての日本弁護士連合会が提出しました（パラレルレポート、略称「パラレポ」）。当初、日本の審査は20年夏に予定されていました。審査に向け、権利委員会は19年10月に日本政府に対して事前質問を出していますが、政府はまだ回答していません。

新型コロナ禍で延期された日本審査は21年が明けても開催のメドはたっていません。権利委員会のあるジュネーブの感染状況も悪化しており、委員会はオンラインで開催されていますが、各国との時差が会議開催のハードルを高くしています。

2021年春の第24会期の審査は、工

こうしたなか、権利条約の政府窓口で事前質問の回答をまとめること、そのさい、「市民社会との意見交換を行う」と表明しています。今後、各省庁が作成した報告案についてJDFや日弁連と話し合うことになります。

### ●パラレポⅡは「勧告」を見守って

権利委員会からの事前質問にたいする政府の回答と並行して、JDFでは第二次のパラレポ「パラレポⅡ」を作成、英訳して権利委員会に提出します。

JDF（日本障害者協議会、全日本ろうあ連盟、DPI日本会議など13団体で構成）は、パラレポⅡのとりくみによつて、予定されている日本審査の場も活用し、日本の現状を変えるために力になる国連からの総括所見（勧告）を引き出し、それを最大限活かしながら、制度改革を求めていこうとしています。そのためには障害者運動をよりいつそう連帯してすすめる必要があります。

### ●パラレポⅡは「勧告」を見守って

権利委員会からの事前質問にたいする政府の回答と並行して、JDFでは第二次のパラレポ「パラレポⅡ」を作成、英訳して権利委員会に提出します。

JDF（日本障害者協議会、全日本ろうあ連盟、DPI日本会議など13団体で構成）は、パラレポⅡのとりくみによつて、予定されている日本審査の場も活用し、日本の現状を変えるために力になる国連からの総括所見（勧告）を引き出し、それを最大限活かしながら、制度改革を求めていこうとしています。そのためには障害者運動をよりいつそう連帯してすすめる必要があります。

（③障害者権利条約に基づき、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととする原則インクルーシブ教育制度への法制度への転換が必要）

（④障害者差別解消法や小中学校のバリアフリーアクセスを義務付けた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について記述すべし。）

（中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）

（中教審答申案に向けた骨子案では、「権利条約」「インクルーシブ」への言及は各1回のみ、「包摶」が3回、「差別」は0であることがから、積極的に意見を述べた。最終文書に若干反映された。）

（学校施設バリアフリー協力者会議）

（障害者権利条約、改正バリアフリー法（2018年）、障害者差別解消法の視点で意見を述べた。）

（これらは教育分野の一例です。都道府県、市町村では障害福祉計画が策定されていますが、権利条約の視点が十分位置づけられていない場合が少なくあります。）

（（1）条約を羅針盤にして、制度改革、実態把握と財源ある施策化、基礎的条件整備と合理的配慮を求めていきたいものです。事前質問事項やパラレポ、パラレポⅡなどは、全障研のホームページ内の「障害者権利条約」に掲載しています。今後も更新をつづけます。（そのべひでお）